

土砂等の盛土等には許可が必要です

～長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例～

盛土等による土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため、「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」を制定しました。この条例により、令和5年1月1日以降に行う一定規模以上の盛土等については、原則、知事の許可が必要になります。

1 許可が必要な盛土等

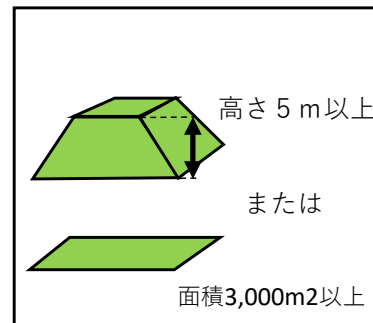
○許可の対象

- ・ **面積が3,000m²以上**又は**高さが5 m以上**の盛土等

○許可が不要な盛土等

- ・ 国、地方公共団体等が発注し、又は自ら行う盛土等
- ・ 法令又は条例の規定に基づく行政庁の許可等による盛土等
- ・ 非常災害のために必要な応急措置として行う盛土等
- ・ 高さが1 m以下の盛土等

○対象となる盛土等



盛土

周辺地盤面より
高くなるように
土砂を盛ること



埋立て

周辺地盤面より低い
箇所を埋立てること



堆積

一時的に土砂
を盛ること
(仮置き)



2 盛土等を行う者の主な責務と罰則

○土地の所有者の同意

- ・ 許可を受けようとする者は、盛土等に係る事業内容を**土地の所有者に説明し、同意を得なければなりません。**

○周辺の住民に対する説明会の開催

- ・ 許可を受けようとする者は、盛土等に係る事業内容を**周辺の住民に周知するため、説明会を開催しなければなりません。**

○盛土等の構造の基準への適合

- ・ 盛土等の形状及び地下水等の排除、擁壁設置等に関する構造上の基準に適合する必要があります。

○違反行為への罰則等

- ・ 無許可盛土等及びこれらに対する措置命令違反等 ⇒ 2年以下の懲役または100万円以下の罰金
- ・ 許可基準違反に対する措置命令及び停止命令等 ⇒ 1年以下の懲役または100万円以下の罰金
- ・ 土砂等搬入禁止区域への土砂の搬入 ⇒ 6か月以下の懲役または50万円以下の罰金
- ・ 土砂等管理台帳作成、定期報告義務違反等 ⇒ 50万円以下の罰金
- ・ 軽微変更届出、完了届出義務違反等 ⇒ 30万円以下の罰金

3 手数料

対象の申請	新規許可	変更の許可	譲受けの許可
1件あたりの金額	55,000円	34,000円	34,000円

お問い合わせ先 長野県建設部砂防課

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 TEL: 026-235-7316 FAX: 026-233-4029

条例の概要図

土砂等の盛土等を行う者

